

基幹統計調査に係る書面調査票

基幹統計調査の名称	海面漁業生産統計調査
府省庁等名（担当課室名）	農林水産省統計部生産流通消費統計課

※ 以下の事項のうち、「□」の箇所については該当するところにチェック（■）を付してください。また、所定の箇所に記載してください。なお、本調査票は、平成 31 年 2 月末時点において確報を公表している直近の調査の実施状況を基に記載してください。

1 統計調査に係る基本的事項

①作成プロセスの概要	調査対象の範囲	地理的範囲〔□全国 ■一部地域（海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 86 条第 1 項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村）〕 属性的範囲〔■世帯・個人 ■企業・法人 ■事業所 □その他（ ）〕																																																																																							
	全数調査・標本調査の別等	■全数調査 □標本調査〔□無作為抽出 □有意抽出〕 〔母集団情報： 〕 □うち一部の層が全数調査である 〔全数調査になっている層： 〕																																																																																							
	調査系統	農林水産省-地方農政局等-（統計調査員）-報告者																																																																																							
	調査票の配布・回収方法	配布	■調査員調査 ■郵送調査 □オンライン調査 □その他（ ）																																																																																						
		回収	■調査員調査 ■郵送調査 □オンライン調査 □その他（ ） ↳ 他計方式の場合→■																																																																																						
企画・実査・審査等の実施機関等	◆該当する欄に「●」を付す。 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>企画</th> <th>標本抽出</th> <th>実査</th> <th>入力</th> <th>符号付け</th> <th>審査</th> <th>集計</th> <th>公表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本府省</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>地方支分部局</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>(独)統計センター</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>民間事業者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>スケジュール (直近の調査の実績)</th> <th>10 月か ら 12 月</th> <th></th> <th>11 月か ら 3 月</th> <th>2 月から 3 月</th> <th>同左</th> <th>同左</th> <th>3 月から 4 月</th> <th>4 月下 旬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (注) 「スケジュール」欄には、各業務の時期、期間(例：○月から○月まで、○か月)を記載してください。各業務の時期、期間は重複していてもかまいません。								区分	企画	標本抽出	実査	入力	符号付け	審査	集計	公表	本府省	●						●	●	地方支分部局			●	●	●	●	●	●	(独)統計センター									都道府県									市町村									民間事業者									スケジュール (直近の調査の実績)	10 月か ら 12 月		11 月か ら 3 月	2 月から 3 月	同左	同左	3 月から 4 月	4 月下 旬									
区分	企画	標本抽出	実査	入力	符号付け	審査	集計	公表																																																																																	
本府省	●						●	●																																																																																	
地方支分部局			●	●	●	●	●	●																																																																																	
(独)統計センター																																																																																									
都道府県																																																																																									
市町村																																																																																									
民間事業者																																																																																									
スケジュール (直近の調査の実績)	10 月か ら 12 月		11 月か ら 3 月	2 月から 3 月	同左	同左	3 月から 4 月	4 月下 旬																																																																																	
②調査の周期	稼働量調査票 年 1 回 海面漁業漁獲統計調査票 年 1 回（かつお・まぐろ類は半年ごと） 海面養殖業収獲統計調査票 年 1 回（のり類及びかき類は半年ごと）																																																																																								

資料 1 - 4 海面漁業生産統計調査

③調査票 の構成	5 種類 (主な調査票：海面漁業漁獲統計調査票（水揚機関用・漁業経営体用）、海面養殖業 収獲統計調査票（水揚機関用・漁業経営体用）)																																																
④回収率 の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>平成 29 年</th><th>平成 28 年</th><th>平成 27 年</th><th>平成 26 年</th><th>平成 25 年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査対象数 (a)</td><td>4, 596</td><td>4, 698</td><td>4, 725</td><td>4, 824</td><td>4, 857</td></tr> <tr> <td>回収数 (b)</td><td>4, 596</td><td>4, 698</td><td>4, 725</td><td>4, 824</td><td>4, 857</td></tr> <tr> <td>回収率 (b/a)</td><td>100. 0</td><td>100. 0</td><td>100. 0</td><td>100. 0</td><td>100. 0</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>平成 24 年</th><th>平成 23 年</th><th>平成 22 年</th><th>平成 21 年</th><th>平成 20 年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査対象数 (a)</td><td>5, 020</td><td>5, 175</td><td>5, 494</td><td>5, 625</td><td>5, 738</td></tr> <tr> <td>回収数 (b)</td><td>5, 020</td><td>5, 175</td><td>5, 494</td><td>5, 625</td><td>5, 738</td></tr> <tr> <td>回収率 (b/a)</td><td>100. 0</td><td>100. 0</td><td>100. 0</td><td>100. 0</td><td>100. 0</td></tr> </tbody> </table> ◆ 回収数に代替標本が含まれているか → ☐含まれている ☐含まれていない (注) 1 異なる属性的範囲を対象に調査を実施（例：世帯と企業を対象に実施）している 場合は、それぞれ分けて作成してください。 2 回収率については、以下により記載してください。 ① 1 年未満の周期で行われる調査（月次調査、四半期調査等）は、平成 21 年～ 30 年の年平均回収率 ② 年次・隔年調査、周期調査（3 年周期）は、平成 21 年～30 年における実施年 の回収率（未実施年の欄には「－」を記載）。5 年周期は、直近 2 回（平成 21 年 以前となる場合も含む）の回収率	区 分	平成 29 年	平成 28 年	平成 27 年	平成 26 年	平成 25 年	調査対象数 (a)	4, 596	4, 698	4, 725	4, 824	4, 857	回収数 (b)	4, 596	4, 698	4, 725	4, 824	4, 857	回収率 (b/a)	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0	区 分	平成 24 年	平成 23 年	平成 22 年	平成 21 年	平成 20 年	調査対象数 (a)	5, 020	5, 175	5, 494	5, 625	5, 738	回収数 (b)	5, 020	5, 175	5, 494	5, 625	5, 738	回収率 (b/a)	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0
区 分	平成 29 年	平成 28 年	平成 27 年	平成 26 年	平成 25 年																																												
調査対象数 (a)	4, 596	4, 698	4, 725	4, 824	4, 857																																												
回収数 (b)	4, 596	4, 698	4, 725	4, 824	4, 857																																												
回収率 (b/a)	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0																																												
区 分	平成 24 年	平成 23 年	平成 22 年	平成 21 年	平成 20 年																																												
調査対象数 (a)	5, 020	5, 175	5, 494	5, 625	5, 738																																												
回収数 (b)	5, 020	5, 175	5, 494	5, 625	5, 738																																												
回収率 (b/a)	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0																																												
⑤予算額	※推移がわかるように過去 10 年度分の予算額をグラフで整理したものをプロット (下図は、千円単位で作成したグラフのイメージ) (千円) 予算額 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>平成 21 年度</th><th>平成 22 年度</th><th>平成 23 年度</th><th>平成 24 年度</th><th>平成 25 年度</th><th>平成 26 年度</th><th>平成 27 年度</th><th>平成 28 年度</th><th>平成 29 年度</th><th>平成 30 年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算額 (千円)</td> <td>125,998</td> <td>103,917</td> <td>89,596</td> <td>78,422</td> <td>70,293</td> <td>62,208</td> <td>60,055</td> <td>59,254</td> <td>57,498</td> <td>56,716</td> </tr> </tbody> </table>	年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	予算額 (千円)	125,998	103,917	89,596	78,422	70,293	62,208	60,055	59,254	57,498	56,716																										
年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度																																							
予算額 (千円)	125,998	103,917	89,596	78,422	70,293	62,208	60,055	59,254	57,498	56,716																																							

2 再発防止に係る取組

① チェック・審査（実査、審査、集計の各段階）

i) 実査段階におけるチェック

◆ 調査票の記載内容の確認

実施している調査方法をチェックし、当該調査方法により得られた調査票の記載内容の確認のための取組

調査方法	調査票の記載内容の確認のための取組
■ 調査員調査	■ 調査員（委託事業者の調査員を含む。）・指導員による目視 ☐ 委託事業者による目視 ☐ 都道府県・市町村の職員による目視 ■ その他（地方農政局等の職員による目視）
■ 郵送調査	☐ 委託事業者による目視 ☐ 都道府県・市町村の職員による目視 ■ その他（地方農政局等の職員による目視）
☐ オンライン調査 （電子調査票におけるプログラムチェック）	☐ 記入漏れのチェック⇒ ☐ 調査事項の全部 ☐ 調査事項の一部 ☐ レンジチェック ☐ クロスチェック ☐ その他（ ）
☐ その他	（取組内容を記載）

（注）「レンジチェック」とは、価格などのように通常の値幅等がある場合、回答数値が一定の許容範囲内にあるか否かをチェックするもの。

「クロスチェック」とは、各調査項目間の関連性に着目し、その記入内容の矛盾や不合理をチェックするもの。

ii) 個票データの審査段階におけるチェック

◆ 審査段階におけるチェックの実施状況

個票ベースの調査事項の審査を実施しているか

→ ■ 実施している

↳ ■ システムプログラムによる審査を実施

☐ 目視による審査のみ実施（理由： ）

☐ 実施していない

↳ （理由： ）

（システム・プログラムによる審査を実施している場合）

〔チェックの内容〕

海面漁業漁獲統計調査票

全調査事項:106 項目

区分	調査事項の通し番号	チェック有の項目数 ／全項目数※ ¹	検出総数 (概数)	検出総数の説明※ ²
チェック方法	① 記入漏れのチェック	26 / 26	取りまとめを行っていない。	エラーが解消しないと保存できない等システム設計により、地方農政局等職員において、確実にチェックを行っている。なお、その検出総数は膨大なため取
	② レンジチェック	該当なし		
	③ クロスチェック	83 / 83		
	その他（コード不正）	25 / 25		

資料 1 - 4 海面漁業生産統計調査

				りまとめを行っていない。
①～③の計		109 / 109		

海面養殖業収穫統計調査票

全調査事項:26 項目

区分	調査事項の通し番号	チェック有の項目数 ／全項目数※ ¹	検出総数 (概数)	検出総数の説明※ ²
チェック方法	①記入漏れのチェック	13 / 13	取りまとめを行っていない。	エラーが解消しないと保存できない等システム設計により、地方農政局等職員において、確実にチェックを行っている。なお、その検出総数は膨大なため取りまとめを行っていない。
	②レンジチェック	該当なし		
	③クロスチェック	17 / 17		
	その他（コード不正）	8 / 8		
①～③の計		30 / 30		

（注）調査票ごとに調査事項の通し番号（1、2、…）を振って、それぞれで実施しているチェック方法に応じて記載・整理したものを添付してください。そのうち、調査票ごとに本表に掲載している所定事項（「チェック有の項目数／全項目数」「検出総数（概数）」）を記載してください。

※1 全項目数は、レンジチェックなど該当のエラーチェックの対象となり得ない事項は除外して算出してください。ただし、その場合、除外した理由を明記してください。

※2 検出総数の説明欄には、必要に応じて、検出総数がどのような値かの説明（初回チェックの検出件数、各回チェックの累計 など）を記載してください。

〔審査段階におけるチェック実施の考え方〕

◆ エラーチェックの対象となり得ない事項としている理由

区分	考え方
記入漏れのチェック	漁獲量を記入する欄は、必ず数値が記入されるものではないため。
レンジチェック	海面漁業又は海面養殖業において、漁獲又は収穫した量を記入しているため、一定の許容範囲という概念はないため。
クロスチェック	クロスチェックが必要な項目は、全て実施している。

◆ エラーチェックの対象となり得るが行っていない理由

区分	考え方
記入漏れのチェック	該当なし
レンジチェック	該当なし
クロスチェック	該当なし

◆ その他のチェックを行っている場合、その内容と考え方

(内容：不正なコードを記載した場合、エラー（不正）となる。)

(考え方：本調査においては、予め使用するコードが決まっており、それ以外のコードを使用した場合、集計除外となるため、チェックを行っている。)

〔検出されたものの処理について〕

◆ エラーチェックで検出されたもののうち、どのような考え方で疑義照会の対象を選定しているか。

〔 記入漏れのチェック、クロスチェックにおいてはエラーとなった項目は全て照会。 〕

◆ エラーチェックで検出されたもののうち、確認、訂正、除外等の処理をしていないものはあるか。

→ ☐ある（内容： ）
☒ない

〔審査段階におけるチェックのルール化〕 該当なし

◆ 他の機関（統計センター、地方公共団体、民間事業者等）においてエラーチェックを実施している場合、チェックの方法（レンジチェック、クロスチェック等）や内容（レンジの幅等）は、マニュアル、指示書、仕様書等に定めてエラーチェック実施機関に統一的に示しているか。

→ ☐チェックの方法、内容ともに定めている
☐チェックの方法のみ定めている
☐定めていない（地方公共団体、受託業者等の判断により実施）

iii) 集計段階におけるチェック

◆ 集計された集計表の正確性を確保するため、チェックを実施しているか

→ ☒実施している
 ↳ ☒システム・プログラムによるチェック
 ☐目視によるチェックのみ実施（理由： ）
☐実施していない
 ↳ （理由： ）

（システム・プログラムによるチェックを実施している場合）

（「実施している」場合、該当するものすべてにチェック）

チェックの方法	実施状況の有無	理由
表内検算（表内で論理矛盾がないか）	☒ 有 → 2 4 / 2 4 ☐ 無	
表間照合（表間で論理矛盾がないか）	☒ 有 → 1 0 / 1 0 ☐ 無	
時系列チェック（過去の結果との比較）	☒ 有 → 1 1 / 1 1 ☐ 無	
関連統計との比較（民間データ等他のデータとの比較）	☐ 有 → ☒ 無	

（注）「実施状況の有無」欄は、チェックの方法が適用可能な集計表の数を分母（右側）に、

資料 1－4 海面漁業生産統計調査

そのうちチェックを行っている集計表の数を分子（左側）に記載してください。また、分母と分子の集計表の数に差がある場合はその理由を「理由」欄に記載してください。

〔集計段階におけるチェックのルール化〕 該当なし

- ◆ 他の機関（統計センター、地方公共団体、民間事業者等）においてエラーチェックを実施している場合、チェックの方法（表内検算、表間照合等）や内容（表間照合を実施する項目等）は、マニュアル、指示書、仕様書等に定めてエラーチェック実施機関に統一的に示しているか。
 - ☐ チェックの方法、内容ともに定めている
 - ☐ チェックの方法のみ定めている
 - ☐ 定めていない（地方公共団体、受託業者等の判断により実施）

② 委託事業者、地方公共団体の履行確認

〔委託事業者の履行確認〕 該当なし

（委託事業者を経由して調査を実施している場合、以下にチェック）

i) 「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」（平成 17 年 3 月 31 日各府省統計主管課長等会議申合せ）（以下本項において「ガイドライン」という。）の実施状況

- ◆ 委託対象業務（ ）

- ◆ 業務遂行能力等を踏まえた選定方法となっているか（ガイドラインⅢ 1 ウ）

- ☐ 価格による競争入札方式
- ☐ 総合評価落札方式
- ☐ その他の選定方法（ ）

- ◆ 業務の実施状況把握のために採っている措置の有無（ガイドラインⅢ 4 (2) ア）

→ ☐ 有 ☐ 無

（「有」にチェックした場合、該当するもの全てにチェック）

- ☐ 定期的又は随時の報告の求め
- ☐ 委託事業者に対する監査
- ☐ その他（ ）

- ◆ ガイドラインⅢ 4 (2) ア①に掲げる以下の項目について達成状況確認の有無

→ ☐ 有 ☐ 無

（「有」にチェックした場合、該当するもの全てにチェック）

（共通）

- ☐ 調査票の誤送付等の状況
- ☐ 調査項目別の未記入及び不備の状況
- ☐ 調査開始時から調査期限までの一定の時点における回収状況
- ☐ 照会対応の状況及び効果（疑義再照会率等）
- ☐ 督促の実施状況及び効果（督促後回収率等）
- ☐ 収集したデータ（調査対象名簿、個別データ、集計データ等）の管理状況

（調査員調査のみ）

- ☐ 調査員の確保及び受託事業者の業務管理体制
- ☐ 調査員への指導状況
- ☐ 報告者への訪問状況
- ☐ 不在等の場合における再訪問の実施状況

資料 1 - 4 海面漁業生産統計調査

- ◆ ガイドラインⅢ 4 (3)に掲げる事項を仕様書等において定めているか

→ ☐ 定めている ☐ 定めていない

↳ (理由:)

- ◆ ガイドラインⅢ 5 (1)に掲げる再委託に関する禁止事項を遵守し、再委託の条件、手続、再委託先への業務指示の方法等について、契約書等に明記しているか。

→ ☐ している ☐ していない

↳ (理由:)

〔地方公共団体の履行確認〕 該当なし

(地方公共団体を經由して調査を実施している場合、以下についてチェック)

i) 地方公共団体における適切な業務実施確保のために採っている措置

- ◆ 調査の実施状況把握のために採っている措置の有無 → ☐ 有 ☐ 無

(「有」にチェックした場合、該当するもの全てにチェック)

→ ☐ 定期的又は随時の連絡確認、打合せの実施

☐ 現場に職員を派遣しての実施状況の把握

☐ 業務の節目及び完了時の報告聴取

☐ その他 ()

ii) 国・地方公共団体任命の調査員の適切な業務実施確保のために採っている措置

- ◆ 調査員設置状況の把握の有無 (名簿等の提出を受けている等) → ☐ 有 ☐ 無

- ◆ 国から地方公共団体に手引等により求めている措置の有無 → ☐ 有 ☐ 無

(「有」にチェックした場合、該当するものすべてにチェック)

→ ☐ 研修等を通じ、正しい調査方法等の理解徹底

☐ 指導員等の巡回による実施状況の把握

☐ 現場に職員を派遣しての実施状況の把握

☐ 業務の節目及び完了時の報告聴取

☐ その他 ()

- ◆ 国が地方公共団体を介さず直接行う実施状況把握調査の有無 → ☐ 有 ☐ 無

(「有」にチェックした場合、具体的な内容を記入)

()

③ 調査・集計方法の透明性

i) 統計調査の精度に関する情報の公開

- ◆ 基幹統計調査に関する情報の公開

総務省が基幹統計調査を対象に統計精度に関する情報の公表状況を調査して、統計委員会に報告した「統計精度に関する検査(統計精度検査)の標準検査(見える化状況検査)」(平成 29 年実施。平成 30 年 3 月フォローアップ)の評価事項に対する自己点検の結果

①標本設計		②調査方法 (データ収集方法)		③集計・推計 方法		④標本誤差 (標本調査のみ)		⑤非標本誤差		⑥他統計との 比較・分析	
H30. 3	H31. 2	H30. 3	H31. 2	H30. 3	H31. 2	H30. 3	H31. 2	H30. 3	H31. 2	H30. 3	H31. 2
2	2	3	3	2	2	-	-	2	2	2	2

※ 平成 30 年 3 月のフォローアップ以降に改善している場合は、それを踏まえたスコアを

資料 1 - 4 海面漁業生産統計調査

記載。なお、「H30.3」欄は総務省において記載

改善した部分について報告（ホームページ掲載の新旧を添付のこと）

（
—
）

ii) 業務マニュアル等の整備状況

- ◆ 担当者が異動しても手順やノウハウが継承され統計の品質が確保されるよう、統計作成上のポイントや手順等が整理された文書（名称、体裁は問わない）の有無 → ☒有 ☐無
（「有」にチェックした場合）
- 対象業務（全般、企画、標本抽出、実査、審査、集計、公表等）
（全般 ）
- 内容を見直しているか
☐定期的実施（実施時期 ）
☒不定期実施（調査の変更申請を行い、調査に変更が生じた際に見直しを実施 ）
☐その他 （ ）

④ プロセスごとの管理者の役割

i) 課室長級の管理者は、企画、実査、審査、疑義照会、集計、公表の各プロセスにおいて、どのような場面で関与しているのか

（
各プロセスの対応の議論、対応方針の指示、調査担当案の承認・決定等の場面で全てのプロセスに関与している。
）

ii) 部局長級の管理者は、企画、実査、審査、疑義照会、集計、公表の各プロセスにおいて、どのような場面で関与しているのか

（
各プロセスの対応の議論、対応方針の指示、調査担当案の承認・決定等の場面で全てのプロセスに関与している。
）

⑤ 結果数値の妥当性に関する外部（府省外）からの指摘

i) 外部からの、結果数値への疑義等の指摘の状況

- ◆ 外部からの指摘の有無 → ☒有 ☐無
（「有」にチェックした場合）
- 指摘を踏まえ、訂正した件数（過去5年間）

区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
件数		1	1	3	1

（注）「30年度」は、平成30年4月から31年2月までの件数

ii) 外部からの指摘への対応ルール

- ◆ 外部からの指摘があった場合、事実関係を把握し、適切に対応するルールの有無
→ ☒有 ☐無
（「有」にチェックした場合、その具体的内容を記載。別途、現物を提出してください。）

「農林水産統計調査の適正な実施等について」（平成 27 年 12 月 25 日付け 27 統計第 2257 号農林水産省大臣官房統計部長通知）において、地方支分部局や本省での公表後に誤りが発覚した場合の措置として、訂正を要する事態に至った背景、訂正すべき事項等を速やかに整理・検討、再発防止策の検討について記載している。

3 不適切事案の発生時対応に係る取組

① 必要なデータの保存

i) 調査票情報、調査関係書類等に係る保管期限の定めの有無及び保管期限

データの種類	有無	保管期限の定めの有無	保管期限 （「有」の場合）	期間満了後の措置
(1)-1 調査票情報 （記入済調査票）	■有 □無	■有⇒□調査規則 □文書管理規則 □無	□永年 ■所定の期間（ 3 年） □1 年未満	□ 移管 ■ 破棄
(1)-2 調査票情報 （調査票の内容を記録した電磁的記録媒体）	■有 □無	■有⇒■調査規則 □文書管理規則 □無	■永年 □所定の期間（ 年） □1 年未満	□ 移管 □ 破棄
(1)-3 調査票情報 （その他）	□有 ■無	□有⇒□調査規則 □文書管理規則 □無	□永年 □所定の期間（ 年） □1 年未満	□ 移管 □ 破棄
(2) 調査関係書類	■有 □無	■有⇒□調査規則 □文書管理規則 □無	□永年 ■所定の期間（3 年） □1 年未満	□ 移管 ■ 破棄
(3) 中間生成物	■有 □無	□有⇒□調査規則 □文書管理規則 ■無	□永年 □所定の期間（ 年） □1 年未満	□ 移管 □ 破棄
(4) ドキュメント	■有 □無	■有⇒□調査規則 □文書管理規則 □無	■永年 □所定の期間（ 年） □1 年未満	□ 移管 □ 破棄
(5) 行政記録情報	■有 □無	■有⇒■調査規則 □文書管理規則 □無	□永年 ■所定の期間（ 5 年） □1 年未満	□ 移管 ■ 破棄
(6) メタデータ	□有 ■無	□有⇒□調査規則 □文書管理規則 □無	□永年 □所定の期間（ 年） □1 年未満	□ 移管 □ 破棄
(7) 母集団復元情報 （上記に掲げるものを除く）	□有 ■無	□有⇒□調査規則 □文書管理規則 □無	□永年 □所定の期間（ 年） □1 年未満	□ 移管 □ 破棄

※(1)-1、(2)、(4)、(6)については、調査要領等を策定し、これに基づき保存している。

- ・「調査票情報」とは、統計法第 2 条第 11 項に規定するものをいう。
- ・「調査関係書類」とは、調査票以外であって、統計調査の実查段階（調査票の配布から回収に係る一連の活動という。以下同じ。）で利用する調査対象名簿、調査区地図、要図等その他関係書類で調査対象の識別を可能とするものをいう。

資料 1－4 海面漁業生産統計調査

- ・「中間生成物」とは、集計段階等において結果表等の最終生成物が完成するまでに生成される入出力帳票、チェック済データ、マッチング済データ等、調査票情報を含んだ生成物をいう。
- ・「ドキュメント」とは、将来の利用に当たって電子化又は磁気化された調査票情報及び匿名データがどのような情報であるか示す、また活用するために必要な情報をいう。例えばデータレイアウトフォーム、符号表等の調査票情報及び匿名データと結びつけて当該データを定義するために必要な情報、また、プログラム作成のために必要な仕様等、電子計算機処理に必要な情報をいう。なお、それらの取扱要領、調査概要資料も含む。
- ・「行政記録情報」とは、統計法第 2 条第 10 項に規定するもののうち、統計法第 29 条第 1 項の規定により他の行政機関から提供を受けたものをいう。
- ・「メタデータ」とは、あるデータそのものではなく、当該データに付随するデータ自身についての関連する情報をいう。データ内容・特性の理解を助けるため、実査や集計等の統計作成の各段階における作業がどのように行われたかについての情報（調査時期、調査方法、調査対象、抽出方法、推計方法等に関する情報）もメタデータに含まれる。
- ・「母集団復元情報」とは、標本調査において母集団への復元推計を行う際に用いられる情報いう。

② 発生時点での対応ルール

i) 結果数値の訂正等不適切事案発生時の対応ルール（処理方法、記録）の有無、内容

◆対応ルールの有無 → ☒有 ☐無

（「有」にチェックした場合）

上記ルール等の策定時期・内容（別途、現物を提出してください）

（「農林水産統計調査の適正な実施等について」（平成 27 年 12 月 25 日付け 27 統計第 2257 号農林水産省大臣官房統計部長通知）において、地方支分部局や本省での公表後に誤りが発覚した場合の措置として、訂正を要する事態に至った背景、訂正すべき事項等を速やかに整理・検討、再発防止策の検討について記載している。）

③ 行政利用の事前把握

i) 結果数値の利活用先を具体的に把握しているか

◆結果数値の利活用先を具体的に把握しているか（該当するものすべてにチェック）

☒ SNA、QE の作成の際に利用されている

☒ その他の統計の作成の際に利用されている（利用されている統計名 食料需給表、漁業産出額）

☒ 政策の立案・実施の根拠として用いられている

（政策等の名称：水産基本法第 11 条の規定に基づく水産基本計画において自給率目標を定める際に利用されている。等）

☐ 国が給付する手当や給付金等の金額の算定根拠として用いられている

（手当等等の名称

）

☐ 月例経済報告に利用されている

☒ その他（ 地方自治体等における施策資料 ）

◆結果数値の利活用先の把握方法

（ 省内の政策部局庁に加え、統計法第 32 条、第 33 条に基づく申請者、省内外からの問い合わせにより把握 ）

4 品質向上（上記以外）に係る取組

① 統計ニーズ（行政外を含む）の把握・対応

- ◆ 行政機関以外の利用者（例：民間シンクタンク、研究者）からのニーズを収集する取組の有無 → ☒有 ☐無

（「有」にチェックした場合、その実績〔過去 1 年間〕）

利用者のニーズはホームページの意見要望欄、パブリックコメント、大学・図書館等関係機関に報告書を配布する際などで収集。

利用ニーズについては、一般紙、業界紙、研究論文等の引用件数が 23 件、e-Stat ダウンロードが 188,870 件となっている。

（参考）一般紙、業界紙、研究論文等の引用件数・e-Stat ダウンロード件数
（総務省において記載）

- ◆ 統計法に基づく調査票情報等の 2 次的利用の状況（平成 29 年度）（総務省において記載）

- ・ 調査票情報の 2 次的利用（ 5 件）

※統計法 32 条に基づく行政機関等による 2 次利用、統計法 33 条に基づく調査票情報の提供

- ・ オーダーメイド集計（ ー 件）

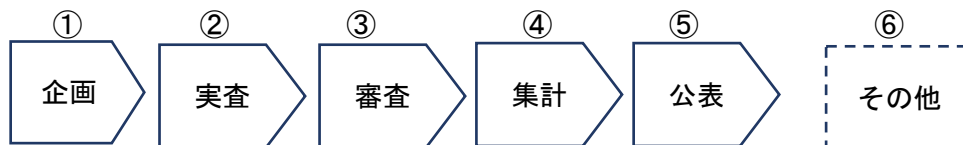
※統計法 34 条に基づき作成する統計の提供

- ・ 匿名データの提供（ ー 件）

※統計法 35 条に基づき作成される匿名データの提供

② 担当職員数、職員の能力

〔調査業務の流れ〕



〔調査担当部局課室・係〕※本府省のみ記載

※下図は住宅・土地統計を例にイメージ的に便宜整理したものであり、実際の業務割り振り等とは異なる。

上段：業務内容（①～⑥で実施業務をプロット）

下段：業務量按分

〔 統計部長 ー 生産流通消費統計課 〕

海面漁業生産統計調査担当補佐 ー 漁業生産統計第 1 係長 ー 係員
 (①⑤/0.5 人) (①③④⑤/1.0 人) (③④⑤/1.0 人)

※再任用職員（時短含む）も含めて記載してください。期間業務職員は記載の必要はありません。

資料 1－4 海面漁業生産統計調査

〔本統計の作成に従事する職員数（省令職以上を除く）〕

※時期によって職員数が変動する場合、標準的な職員数となる時点で記載

業務量を按分した実員相当数	3.3 人
従事する職員の人数（実員）	3 人
うち、統計業務経験 10 年以上	1 人
〃 5 年以上 10 年未満	0 人
〃 2 年以上 5 年未満	0 人
〃 2 年未満	2 人

期間業務職員の数 （ 人）

〔担当管理職（政令職、省令職）の統計業務経験等〕

☐ 統計業務の経験者、修士・博士号保有者、統計検定等の合格者のいずれかに該当（○人）

☒ 上記のいずれもなし（1 人）

〔システムの管理、運営、開発〕

〔 統計部長 — 統計企画管理官 〕

※システムの管理、運営、開発の担当者は、農林水産統計システムを利用するすべての調査について対応しているため、当該担当者数（7 人）を農林水産統計システムを利用する調査数（14 調査）で除した人数を計上している。

。

〔公表物のHP、e-Stat 掲載〕

〔 統計部長 — 統計企画管理官 〕

※広報普及及び統計データベース運営の担当者数は、統計部所管のすべての調査に対応しているため、当該担当者数（7 人）を統計部所管の調査数（28 調査）で除した人数を計上している。

③ 統計作成に用いるシステムの概要、運用体制（関連システムの更新の適切性。古いシステムが使われていないか）

〔現行の審査・集計システムの概要〕

◆ どの業務についてシステムを用いているか（該当するものすべてにチェックし、その概要を記載）

システムを用いている業務	保有者	保有者の内製か外部発注かの別	システムの概要
☒ データのチェック・審査	☒ 国 ☐ (独) 統計センター ☐ 民間事業者 ☐ その他 ()	☐ 内製 ☒ 外部発注	①②別添資料参照 ③統計基盤プログラムは平成 28 年度に 5 年国債で契約しているため、5 年間、運用業者の変更はないが、個別調査プログラムの開発・修正はプログラムごとに一般競争入札により業者を決定している。 ④クライアント：Windows7、10 サーバー：WindowsServer2012R2Standard ⑤VisualBasic.Net 等

資料 1 - 4 海面漁業生産統計調査

			⑥Microsoft. NetFramework 等を使用。ソフトウェアライセンスの使用は有。有効期限のあるソフトウェアライセンスは全て有効期間内である。
■統計の作成・集計	☒ 国 ☐ (独) 統計センター ☐ 民間事業者 ☐ その他 ()	☐ 内製 ☒ 外部発注	(同上)
☐ その他 ()	☐ 国 ☐ (独) 統計センター ☐ 民間事業者 ☐ その他 ()	☐ 内製 ☐ 外部発注	

(注) 「システムの概要」欄には、①主なシステム構成、②システム構築時期 (いつから使用しているのか)、③ (外部発注のシステムの場合) 過去 10 年間で業者の変更あったか (同じ業者が継続的に業務を受注しているか)、④OS の種類 (例: Windows10, UNIX など) (サーバー側、クライアント側)、⑤ソースプログラムに使用している言語 (COBOL, JAVA など) の種類、⑥システムで使用しているアプリケーションの種類、ソフトウェアライセンスの使用の有無、使用している場合の有効期間などについて記載してください。これらの情報が記載されている既存資料 (調達時の仕様書等) がある場合にはその資料を添付し、ここでは「別添資料参照」と記載してください。

- ◆ 当該システムを担当 (開発、運用、外注管理等) している府省職員数 (実員相当数) (7 人) ※農林水産統計システム全体の担当者

- ◆ システム経費 (ハード、ソフト)

開発経費 (793 百万円)

※平成 28 年度農林水産統計システム更改における構築経費。農林水産統計システム全体の経費であり、個別調査ごとに経費を分けられない。また、当該調査プログラムの開発経費は含まれていない。

年間運用経費 (183 百万円)

- ◆ システム経費 (海面漁業生産統計調査に係るプログラム)

開発経費 (5 百万円)

〔調査変更時のシステム面での問題〕

- ◆ 調査事項の項目や選択肢など調査に変更があった場合に、システム面で特に問題になる事項は何か (該当するものすべてにチェック)

■改修費用

■改修に要する時間

☐改修内容 (何を直すべきかが分からない、など)

上記以外で、現にシステムを利用・運用していて不都合を感じる点について記載

④ オンライン調査の実施状況

◆オンライン調査の導入状況

☐導入済（導入時期： ）

- ・利用システム

□政府共同利用システム

☐独自システム(各省、受託業者等)

☐電子メール

☐ その他 ()

・オンライン回答率（オンライン回答者／調査対象者×100）（ %）

→ 5%未満の場合、利用が少ない理由（ ）

→ 50%以上（世帯調査は30%以上）の場合、利用が多い理由（ ）

■導入予定（導入予定時期：2020年1月）

□導入予定なし→年間総対象数1万以上の統計については、導入しない理由（ ）

資料 1 - 4 海面漁業生産統計調査

5 過去5年間（平成26年1月～30年12月）における結果数値の訂正等事案の有無の状況

○ 結果数値の訂正等による正誤表情報の公表・提供

無

■有 (具体的内容)

◆過去5年間の公表件数：11件

◆直近から遡って5事例を記載

(注) 公表した正誤表情報に関する資料を添付してください。

公表時期	H30. 2. 21	H29. 6. 9	H29. 6. 9	H28. 12. 5	H28. 12. 5
事案概要（内容/時期/影響）	確報の数値の訂正 大中型まき網の漁獲量を訂正 /H30. 1. 26/漁業産出額の訂正	確報及び第1報の数値の訂正 はたはたの漁獲量を訂正 /H29. 5. 26/漁業産出額の訂正	確報及び第1報の数値の訂正 真珠の収獲量を訂正 /H29. 6. 1/漁業産出額の訂正	確報の数値の訂正 沖合底びき網の漁獲量を訂正/H28. 9～H28. 11/漁業生産額の訂正	確報の数値の訂正 さんま棒受け網の漁獲量を訂正/H28. 9～H28. 11/漁業生産額の訂正
事案発見の端緒（発見した者/発見日時）	自治体 / H30. 1. 26	独立行政法人 / H29. 5. 26	自治体 / H29. 6. 1	本省担当者 / H28. 9～H28. 11	本省担当者 / H28. 9～H28. 11
原因	漁業者の漁獲成績報告書への単位記載誤り	地方職員の集計データ誤り	地方職員の調査票のシステム入力誤り	統計調査員の単位誤り（「箱」から「重量」へ換算する際の換算誤り）	地方職員の調査対象名簿作成誤り
対応（結果数値の訂正、事案の公表等）	数値の訂正 HP に正誤表掲載	数値の訂正 HP に正誤表掲載	数値の訂正 HP に正誤表の掲載	数値の訂正 HP に正誤表掲載	数値の訂正 HP に正誤表掲載
再発防止に向け採った措置	漁獲成績報告書に記載のある単位の確認及びデータのダブルチェックの徹底。	データのダブルチェックの徹底。	データのダブルチェックの徹底。	データの単位確認及びデータのダブルチェックの徹底。	調査対象名簿作成の留意事項を作成し徹底するよう指示。

※ 過去5年の公表件数については、公表時期が同一のものは、1件としてカウントした。

資料 1－4 海面漁業生産統計調査

◆平成 31 年 1 月以降の訂正

公表時期	H31. 1. 8	H31. 1. 8
事案概要（内容/ 時期/影響）	確報の数値の 訂正 養殖業のその 他の魚類の収 獲量を訂正 /H30. 11. 27/ 漁業産出額の 訂正	確報の数値の 訂正 たこ類の漁獲 量を訂正/ /H30. 8. 24/ 漁業産出額の 訂正
事案発見の端緒 （発見した者/発 見日時）	地 方 職 員 ／ H30. 11. 27	自治体 /H30. 8. 24
原因	統計調査員の 報告誤り	統計調査員の 報告誤り
対応（結果数値の 訂正、事案の公表 等）	数値の訂正 H P に正誤表 掲載	数値の訂正 H P に正誤表 掲載
再発防止に向け 採った措置	報告誤りを防 止するための 対 応 策 を 作 成。	報告誤りを防 止するための 対 応 策 を 作 成。